

第34期第4回横浜市児童福祉審議会（総会） 会議録

日 時	令和6年3月18日（月）午後6時30分から午後7時37分まで
開催場所	オンライン開催
出席者	荒木田百合委員長、水谷隆史副委員長、明石要一委員、石井章仁委員、岩佐光章委員、久保菌祐子委員、倉根美帆委員、小林理委員、斉田裕史委員、坂本耕一委員、澁谷昌史委員、高橋温委員、高橋雄一委員、田辺有二委員、天明美穂委員、パング希江委員、森佳代子委員、山瀬範子委員
欠席者	青山鉄兵委員、大庭良治委員、小木曾宏委員、細川一美委員、
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	1 報告事項 (1) 各部会からの報告 (2) 令和6年度こども青少年局予算案について (3) 第4期横浜市障害者プラン改定版の原案について (4) その他
決定事項等	
<p>1 報告事項</p> <p>(1)各部会からの報告</p> <p>里親部会、保育部会、児童部会、障害児部会について、資料に基づき報告</p> <p>○荒木田委員長 子どもの意見表明権など非常に重要なテーマが入っているようです。意見書をしっかり取りまとめていただきたいと思います。</p> <p>部会報告とは関係がないかもしれませんが、里親だった方が執行猶予の判決がついたという新聞の記事がありました。本当に子どもができなくて、待ち望んでいた子どもを里親として預かったが、結果的にはどう考えても虐待というようなことがあったという、お子さんにとっても本当に痛ましいことですが、親御さんにとっても、もう少し支えがなかったのかというようなことが新聞報道でした。特に横浜市のほうで、気になる里親さんなど、もう少し里親の研修を充実させたほうがいいのではないかというようなことはあまりないと思ってよろしいでしょうか。</p> <p>○事務局 新聞報道にもありましたように、このたび大変残念な事件がございまして、このことについて大変重く受け止めておりまして、再発防止を含めて、児童部会や里親部会で今検証を行っている最中です。今、研修のお話がありましたけれど、里親認定に当たっては、まず認定・登録するまでに基礎研修、そして施設実習、登録前研修を行っておりますが、そこにももちろん盛り込んでおりますが、こういったことがあった事実、そして気をつけていかなければいけないことというのは、改めて何度でも繰り返して伝えていかなければならないと思っておりますので、本当に今回のことを重く受け止めて、これからはしっかり取り組んでまいりたいと思います。</p> <p>○荒木田委員長 児童福祉審議会の委員の皆さんの中でも、子育て支援の現場など、様々な現場にいらっしゃる方がいると思いますが、私自身の体験に照らしても、本当に待ち望んだ子どもであったとしても、自分の子どもでも思いどおりにならないと思わず手を上げたくなるなど、そのようなことは皆さん経験があると思います。それをどのように踏みとどまるかは、色々な人の助けがあって何とか乗り切っているというのが実情だと思います。里親さんも、決して日々にこにこしたそういう状態で子育てができるという状態ではないと思いますので、ぜひしっかり支えていただきたいと思います。</p>	

(2) 令和6年度子ども青少年局予算案について

事務局より資料に基づき説明

○荒木田委員長 予算もかなり増額していますし、様々な分野にわたって、こういうものがもう少し伸びていくといいな、こういう新たなサービスがあるといいのにというところに随分目配り、気配りの行き届いた予算なのではないかと説明を聞いていて思いました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見がありましたら頂戴したいのですが、その前に、今日ご参加の委員の中で、子ども・子育て会議の部会に属していらして、新しく打ち出すようなことについても議論を重ねた方がいらっしゃいますので、ご質問、ご意見をいただく前に議論の様子などをお話しいただけたらなと思います。

放課後部会に属していらっしゃる明石部会長から、いわゆる学童保育、あるいは学校に併設されているキッズクラブの長期休業期間中のお昼ご飯の提供や朝の居場所づくりモデル事業、このあたりも恐らく小さなお子さん、保育園まではかなりきめ細かなサービスがあるが、小1の壁と言われているような、学校に入るとこんなに負担が大きくなるのかということの一つで、かなりこういうのが実現すればいいなという声があったのは事実だと思いますが、現場に負担がかかるというのも事実だと思います。どんな議論があったか、お話をいただくとありがたいのですが、明石部会長、よろしく願いいたします。

○明石委員 子ども・子育て会議の放課後部会が昨年12月に開催されました。その議題としましては、放課後キッズクラブ、放課後児童クラブの充実に向けた調査の結果の報告がありました。この調査は、子どもや保護者のニーズやクラブの課題をしっかりと捉えて、客観的なデータに基づいて支援の充実を図るため、児童とその保護者、クラブのスタッフを対象にアンケート調査とヒアリングを行いました。かなり膨大な調査を行いました。その結果、放課後のクラブの満足度について見ますと、保護者の9割、子どもたちの8割が満足しているという事実が判明しておりまして、かなりクラブの皆さん方が一生懸命子どもと向き合っていることが分かってまいりました。

そこで、今回質問がありました長期休業中の昼食提供に関する委員の意見を伺いました。そうすると、こういう意見がありました。私が保護者だったら、夏休みのお弁当作りは大変で、何とかならないかなと思うという意見や、中学校給食と同じように配送してもらうことはできないか、お金を払っても実施してもらいたいという保護者の思いを感じる、アレルギー対応は大変かもしれないが、少しずつ進めてもらいたい、子どもの気持ち、保護者の気持ちどちらも分かるなどの意見がございました。

2点目の小学生の朝の居場所づくりについてですが、登校前の預かりが思っていたよりもニーズがあると感じた。働く保護者が増えているので、朝の預かりや長期休業期間中の昼食の提供についてが課題になっているなどの意見がありました。これら2つの取組は、保護者の負担軽減や育児と仕事の両立にもつながると思いい、放課後部会としてはこれからしっかりと議論を進めていきたいと思いいます。今回、横浜市予算でありますように、ケーススタディーとしてこういうような試みを実施して、放課後部会としても前向きに検討していきたいと思いいしております。

○荒木田委員長 私も個人的にはこのあたりは非常に苦勞したので、モデル事業でうまくやり方が見つかるといいなと切に願っているところです。また、全国的に話題になっていますが、子ども誰でも通園制度の趣旨は分かりますが、まだ待機児童が多く、また保育士確保が大変な中で現場の負担感や、あるいは横浜では一時預かりの事業を、いわゆる無認可保育所の形だけではなくて、親と子のつどいの広場などの様々なところで拡大してきている中で、子ども誰でも通園制度というのは、今回は試

行的に実施するということになっていますが、このあたりについても事務局から現在の検討状況を補足していただいて、ご意見やご質問を頂戴したいと思います。

○事務局 こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の現在の状況について、少し補足の説明をさせていただきたいと思います。今回のこども誰でも通園制度でございますが、令和8年度に全自治体で実施することを国で定めておりますので、それに向けての試行的事業が来年度から各自治体で行われるという状況でございます。現時点で試行的事業は、全国の108の自治体を予定しております、横浜市も参画しているという状況でございます。

先ほどの予算の説明でもございましたが、対象の施設につきましては、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、幼稚園、地域子育て支援拠点、こういった様々なものが国から示されているところであります。その中で令和6年度の試行的事業を本市としては今14施設と考えております。この14施設の考え方についてですが、各自治体によっては、例えば幼稚園だけで行うことや、認可保育所だけで行うなど、そういった自治体ごとの考え方はございますが、本市の場合ですと、先ほど申し上げた様々な施設が市内にございますので、それぞれの施設でこの事業を始めたときにいろんな課題が出てくると思います。そういった意味では、試行的事業では、先ほど申し上げた幾つかの施設形態でそれぞれやれるような形で、合計14か所と考えているところでございます。

実際の利用については、今、保育所等に通っていないお子さんについて、就労などの要件を問わずにお預かりします。月の利用上限が10時間と国から示されており、利用料金につきましては、一時預かりとほぼ同じ水準になっております。実際の利用につきましては、0歳から満3歳未満となっておりますので、例えば幼稚園の場合ですと、基本的には2歳を中心にお預かりするなど、施設形態ごとにどんな形で試行的事業ができるかというのを、各施設の関係団体と調整しながら、具体的なやり方や実施場所を今調整している状況です。

具体的には、年度明けには対象事業者の選定等を終えまして、夏前ぐらいには実際の利用対象者の募集、利用を開始し、試行的事業の中で様々な検証を行っていきたいと考えているところでございます。現在としてはそのような形で進めておまして、具体的に進捗があったときには部会等でも情報提供等をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○荒木田委員長 この2つの事業だけでも、現場の意見を聞きながら組み立てていただいたということが分かります。ほかにも社会的養護ですとか、障害児者ですとか、色々なところが意欲的な取組を進めようとしていると思いますが、関係する方は多数いらっしゃると思います。この際、聞いておきたいということがありましたら、ご意見、ご質問などをよろしく願いいたします。

○天明委員 たくさんの事業が拡大するようで、楽しみに伺いました。すごく楽しみです、あまりにも多過ぎて、これをどのように広報していくのかという部分にすごく興味が湧きました。今説明いただいたこども誰でも通園制度でも、この年度に予算が配当されていますが、概略が分からないということで、すぐに使えるような状況ではないと思います。皆さんが事業を心待ちにできるような広報の仕方を全体として、事業ごとではなく、横浜で子どもを産んで育てるのだという気持ちになるような広報の仕方というのはどこがどのようにやっていくのかというのを教えていただけたらうれしいです。

○荒木田委員長 個別事業ではなくて、横浜はこうなんだという全体的な広報をするとしたら、どこがどんな時期にどんなふうに行けるといいのかなということでございます。

○事務局 今日ご説明したのはアンダーラインが引いてある新規拡充事業ということで、どれもそれぞれの事業スケジュールの中で、いつ始まっていくかが異なりますので、一つ一つは対象者に対して準備がで

きた段階で丁寧にご説明とかご案内をしていくことが必要と思っております。一方で、既存事業も含めて、横浜市は地域の皆様、事業者の皆様とともに様々な支援策を展開させていただいております。そのような中で、ご説明しました資料の32ページ、33ページをご覧くださいませでしょうか。

子育て応援サイト・アプリのご紹介をさせていただければと思います。こちらは令和6年6月にリリースを予定して準備を進めているところになりますが、スマホで手続きだけでなく、子育て支援に関する情報をしっかりお届けすることができるアプリとして今準備を進めています。リードのところにありますように、子育て応援サイト・アプリでは、様々な手続きがオンラインで行えるということで、皆様が区役所に来庁されなくてもよくなるなど、そういうところをまず目指すとともに、それ以外にもイベントなど子育てで役立つ情報が手に入る、これによって手続きや情報収集に関する心理的、時間的負担を軽減し、横浜市における子育て満足度を高めていきたいという趣旨で実施するものになります。今イベントというご紹介をしましたが、各事業のご案内といったものも適切なタイミングで、時にはプッシュ型通知でも対象者へお示ししながらご案内ができればと思っております。

また、もう一つだけご紹介をさせていただければと思いますが、30ページにお戻りください。30ページの特集1の子育てしたいまちの実現の令和6年度の主な取組、1の幅広い子育て世帯への支援の(2)に市内の子育て世代向けプロモーションサイトの作成というものがございます。ここに書いてあることは、子育て世代の定住を促進するためにサイト・アプリ等と連携して、サイト・アプリを使いながら、横浜市の様々な魅力や特色ある取組を効果的に発信しますということで、こちらも特色ある取組というところで、横浜市の様々な施策で、他都市にも負けないような魅力的なものなどについても情報発信をしていきたいと思っておりますので、こういったツールを使ってPRをしていけたらと思います。

○**天明委員** アプリには大いに期待しています。もちろん市内の子育て世代にもそうなのですが、全国の子育て世代にアピールして、里帰りもしてくれるといいなと思っています。

○**荒木田委員長** ご質問ありがとうございます。本当に横浜にお住まいの方だけではなくて、全国に向けて横浜に住みたいというアプリになっていくといいですね。

(3) 第4期横浜市障害者プラン改定版の原案について

事務局より資料に基づき説明

○**荒木田委員長** 変更案を拝見すると、特に一番最後の部分は本当に丁寧に具体的になって、このように進むということがよく分かるようになっていないかと思えます。

76ページの素案からの主な変更点の最初の項目の「市民等への普及・啓発」ですが、事務局からの説明でもお読みになるときにあって「等」を抜かしていらしたと思いますが、市民ではない人たちに向けてもあえて普及啓発していくという横浜市の強い意気込みがあって「等」というのがついているのでしょうか。

○**事務局** 確かにあえて「等」と抜かしたのは、市民の方に対して「等」とつけているのは違和感があるなと思ひ、ここでは抜いてしまいましたが、本来であれば読まなくては行けなくて、「等」というのは、市民の方以外も含めて、恐らく事業者等ということも含めての市民等への普及・啓発だとは思ひます。「事業者等」と確かに変更案のところに、4月以降の義務化のこともありますので、あえての抜き出しで「事業者等への」と書いていますが、当初、一番最初に「等」と入れているのは、一個人の市民だけではない、広い普及・啓発という意味合いで入れていたと思ひれますので、本当は「等」と読むべきですが、ここで読むにあたっては少し違和感を感じましたので、抜かせていただきました。

○荒木田委員長 非常に健全な感覚だと思います。市民は企業も企業市民ですし、法人も法人市民ですし、一個人も市民ですし、市民ではない人という、例えば外国に住んでいる方だとか、横浜市内で活動している方、お住まいの方というのは、あまねく、事業所も含めて恐らく市民だと思います。それで、あえて事業所というのは、今回合理的配慮が企業も含めて拡大したので、ここを「事業所等」と抜き出すのは正解だと思いますけれども。そもそも項目のところの「市民等」が少し不思議な感じですね。いずれ議論ができるといいですね。

(4) その他

○天明委員 傍聴について1点お尋ねさせてください。傍聴は、オンライン開催があった場合でも、傍聴人は会場に行くというやり方をされていて、オンライン傍聴というのはいくつかの理由でできないようになっていますが、その理由が私はいくつか説明できなくて、市から説明していただくと助かります。

○事務局 傍聴につきましては、基本的には、会場に来ていただく形で行っておりますが、オンラインでできるかどうかも含めて検討させていただければと思います。

○天明委員 ご検討をよろしく願います。

閉会

資料	資料1	第34期横浜市児童福祉審議会 委員名簿・部会名簿
	資料2	第34期横浜市児童福祉審議会 事務局名簿
	資料3	横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱
	資料4	部会報告 里親部会
	資料5	部会報告 保育部会
	資料6	部会報告 児童部会
	資料7	部会報告 障害児部会
	資料8	令和6年度子ども青少年局予算案
	資料9	第4期横浜市障害者プラン改定版の原案について
特記事項	なし	